

第 29 回(平成 21 年度第 9 回) ISO/SR 幹事会 議事録

1. 開催日時 : 平成 22 年 1 月 19 日 (火) 13:30~17:00

2. 開催場所 : (財) 日本規格協会 4 階 203 会議室

3. 出席者 : 【敬称略・五十音順】 出席者(○)、欠席者(×)

委員: 松本 恒雄(一橋大大学院)○、足達 英一郎(日本総合研究所)×、稲岡 稔(セブン&アイ・ホールディングス)○、井上 悟志(経産省)×、逢見 直人(連合)×、長見 万里野(消費者協会)○、熊谷 謙一(連合)○、黒田 かをり(CSO ネットワーク)○、斎藤 仁(経団連)○、佐野 真理子(主婦連合会)○、関 正雄(損保ジャパン)○、富田 秀実(ソニー)×、仲田 賢(連合)○、成田 裕紀(内閣府)○、水谷 綾(大阪ボランティア協会)×

関係者: 濱坂 隆×、宮澤 武明○(以上経産省)、佐藤 洋△(代理:加藤)、小堀 紀子×(以上三菱総研)

オブザーバ: 網野 直英(経団連)、鈴木 均(NEC)、堀江 良彰(難民を助ける会)

事務局: 岡本 裕○、佐藤 恭子○、櫻井 三穂子×(以上 JSA 記)

4. 議事次第:

- (1) 議事、資料及び前回の議事録の確認
- (2) DIS コメントの検討
- (3) 今後のスケジュールの確認

5. 資料:

- WG I-29-1 第 28 回 ISO/SR 幹事会 議事録 (案)
- WG I-29-2 DIS コメント候補【項番号順】
- WG I-29-3 産業界の修正案
- WG I-29-4 コメント#27 の修正案 (政府)
- WG I-29-5 コメント#32 の修正案 (労働)
- WG I-29-6 コメント#46、#54 の修正案 (消費者)
- WG I-29-7 ISOSR 幹事会 (2009.12.10) での熊谷担当分へのお答え
- WG I-29-8 第 26 回 ISO/SR 国内委員会 議事次第 (案)
- WG I-29-9 今後のスケジュール (案)

参考資料 1 WG SR Leadership Statement (12月17日)

6. 議事概要 :

6. 1 議事、資料及び前回議事録の確認

事務局から、議事及び資料の確認が行われ、議題は異議なく了承された。

また、幹事会規約第7条2項の成立条件に照らして、今回の幹事会がその条件を満たすことを報告し、幹事会の成立を確認した。なお、黒田委員が遅れる旨の連絡があったため、黒田委員が到着するまでの間、臨時にオブザーバの堀江氏を代理とすることが事務局から提案され、承認された。

さらに、経団連の網野氏、NEC の鈴木氏、難民を助ける会の堀江氏の3名のオブザーバ参加について紹介があり、全会一致で了承された。

6. 2 DIS コメントの検討

まず、資料 WGI-29-3 にしたがって、前回の幹事会で採用修正となった産業界コメントの修正案の確認を行った。

新規 (サブビュレット) について :

- ・ 事務局の方で、「例えば ISOXXX のように」などを追記していただければ。

<アクション (結論) >

- ・ 新規コメントは、採用。

#26 について :

- ・ 前回の幹事会での決定事項に加え、1222 行に Security personnel が主語になっている文法上のミスに気づいたので、修正案では、An organization should に続くように変更提案している。

<アクション (結論) >

- ・ #26 は、修正案を採用。

#29 について :

<アクション (結論) >

- ・ #29 は、修正案を採用。

#37 について：

<アクション（結論）>

- ・ #37 は、修正案を採用。

#41 について：

<アクション（結論）>

- ・ #41 は、修正案を採用。

#47 について：

- ・ IDTF の意識としても、**local language** をすべて採用しなくてはいけないということではない。主旨がはっきりしていれば、今の表現でもいいのではないかと。より良いな表現があれば、それを提案すればいいと思うが。
- ・ **Manufacturer** に求めているわけではないとゴロドナー氏が言ってくれてはいるが、規格を見た限りにおいてそれが保証されるかが分からない。「組織は」と書いてあり、「輸入業者は」といったように限定されているわけではないので。それであれば、「消費者が分かるような言葉で」といったように修正したほうがいいのではないかと。
- ・ **Consumer** を特出しにすると「どの **Consumer** が」という議論になるので、「最も多くの消費者が」などとしてはどうか。
- ・ それほどきりきりと考えなくても原文でいいのではないかと。
- ・ 一般的に日本の場合、輸入業者がやること。本来、受け取る消費者が理解できないというのは致命的。
- ・ 問題は、本当に初歩的な情報を書けというわけではなく、このビュレットの下に沢山のサブビュレットがつながっていること。
- ・ ゴロドナー氏が言っているような「国や州の公用語」といった辺りが無難なのではないかと。
- ・ **Note** で **languages of the point of sale** の意味を説明する手もある。
- ・ ここでは、法制度が無いという前提で組織がどうすべきかという議論。日本の場合、法令で幾つか義務付けされている以外では特に決まりはないのか。法律で表示の義務付けをしている部分は日本語で、それ以外は英語でもいいのではないかと。
- ・ 例えば、一番下のサブビュレットには、**the organization's physical address, telephone number and e-mail address, when using domestic or cross-border distance selling,**

including by means of the Internet, e-commerce, or mail order とあり、輸出業者のことが書いている。輸入業者のことであって、輸出業者が免れるというわけではない。

- ディーラーなどを通してしている場合には、ディーラーに情報を提供すればいいということではないか。
→そういう風には読めない。
- point を countries or provinces としてはどうか。
- ゴロドナー氏の言葉をそのまま用いて **officially and most commonly used languages** としてはどうか。
- 例えば、東チモールの公用語はポルトガル語だが、事業展開はインドネシア語。そうでないと分からない。
- ラオスでは、工場で使う機械の表示が英語で、労働者が怪我をする場合があり、労働者が工場長にラオス語にするようにという要求をしているということだった。むしろ、ラオスに入ってくる時にラオス語になっていなければいけないのではないかと思うが、そのような主旨が確保されるようにできればいいのだが。
- もう少し幅広い表現にしてはどうか。例えば、**in a manner such as using plain languages which can be understood or signs** などはどうか？
- 論点は二つ。その言語で分かりやすいということと、原語の違う人達にも分かるようにという問題。2334 行の **clear and understandable language** というのは、日本語でも分かりやすくということ。
- ゴロドナー氏の言葉をそのまま用いてはどうか。**in official or most commonly used languages in a particular country or province of sale**
- **official** だけに限定してしまわないほうがいい。ここは、販売する際にきちんと説明すればいいという主旨なのではないか。
→**official or most commonly used** となっているので、**official** に限定しているわけではない。

<アクション (結論) >

- #47 は、**in the languages of the point of sale** を **in official or most commonly used languages in a particular country or province of sale** に変更する提案とする。

#49 について :

- IDTF では **Traceability** をすべて削除するというのは通りにくいだろう。置き場所を変えるとか、限定するとかした方が受け入れられ易いだろう。
- 下流の話をしているビュレットの中に **Traceability** という言葉をいれるのは誤解を招

くので、場所を変えるというのがいいということか？

- ・ 場所を変えて、2374 行の最後につなげて、...documentation available. Measures for traceability may be relevant and useful.とするのは如何か？
- ・ Traceability は、川上にも川下にも当てはまるのではないか。
- ・ リコールなどの川下のケースと、原材料などの川上のケースがあるのではないか。
- ・ IDTF に確認したら川上だった。川上であるとすれば、場所が違う。逆に、川下だったらもう少し書かないと分からない。
- ・ 一般的などころにもって行くのがいいだろう。例えば、2362 行の後 accidents の後はどうか？
- ・ in its value chain を追加して、Measures for traceability in its value chain may be relevant and useful.としてはどうか。

<アクション (結論) >

- ・ #49 は、修正採用。Measures for traceability in its value chain may be relevant and useful.とした上で、2362 行の accidents の後に移動する。

#50 について：

<アクション (結論) >

- ・ #50 は、修正案を採用。

#53 について：

- ・ 環境のところ (1873 行) にも同様の表現がある。robust という言葉は、ISO14000 シリーズでは使われていないようなので、敢えて形容詞を3つつなげなくてもいいのではないかということで、削除提案としている。
- ・ 「消費者が信頼できるラベルシステム」と読めるので、relevant, independent, and robust を reliable and effective としてはどうか？
- ・ 1873 行についても同様に統一したほうがいいのではないか。

<アクション (結論) >

- ・ #53 は、relevant, independent, and robust を reliable and effective に変更する提案とする。1873 行の robust についても同様の提案とする。

#54 について：

- ・ 2236 行に既書いているので、読めるのではないか。書けば、かえってまたさらに説明が必要になるので、わざわざここに入れる必要はなく、原文のままでもいいのではな

いか。

- ・ 何らかの言葉を入れることは前回の合意だったのではないか。トリプルボトムラインの表現は、規格全体を通じて出てくる表現であるし、消費者の選択が社会の持続的な開発につながるという消費者の役割を書きおいたほうが前向きのように思うが。
- ・ 前回の議論は、消費者市民からの議論で、あれを書くくらいだったら、この方がいいかと思ったが、持ち帰り検討したところ、原文のままでいいのではないかということになった。
- ・ CI などでも、環境は言っているが。
- ・ Fair Trade も言っている。
- ・ 消費者が組織に影響を与えて行動パターンを変えるというのは重要なことと思うが。
- ・ 前回の修正案で説明が尽くされていないというのであれば、元の消費者市民の提案の方がいいのではないか。
- ・ Consumer citizenship という言葉は日本になじむか？
- ・ 消費者ひとりひとりにそこまで求めるのはどうかと思う。
- ・ これは、消費者向けではなく、企業向けのガイダンス。消費者に義務を負わすということではなく、企業にとってはそのような消費者が増えることが良いことだから、企業として消費者にインセンティブやモチベーションを与えるためにどうしたらいいかということ。
- ・ 環境や社会へのインパクトを考えて行動するということは分かり易いが、「経済的インパクト」というのはどういうことか？
- ・ SR をよく考えている企業を支援するという観点から、「この企業を儲けさせていいのか？」ということではないか？
- ・ 自分にとっての得か損かということではなく、社会の公益か？
- ・ 分かり易い方が提案として通り易いだろうから、social and environmental impacts としてはどうか？

<アクション（結論）>

- ・ #54 は、taking social and environmental impacts into account を追加する提案とする。

#56 について：

<アクション（結論）>

- ・ #56 は、修正案を採用。

#63-2 について：

<アクション（結論）>

- ・ #63-2 は、修正案を採用。

#74 について：

<アクション（結論）>

- ・ #74 は、修正案を採用。

#75 について：

<アクション（結論）>

- ・ #75 は、修正案を採用。

次に、資料 WGI-29-4 にしたがって、前回の幹事会で持ち帰り検討となった政府の修正案の確認を行った。

#27 について：

- ・ 修正案を持ち帰って検討したところ、人権の観点から見ると、原文がいいのではないかということになった。ただ、悪いことに利用しようとしている人から見たときには、人権を守るという観点から、密入国者の雇用を積極的にするとか隠蔽するとかということを考えてしまうのではないかという意見もあり、修正案のとおりの一文中を追加することを提案させていただいた。
- ・ *irregular* という言葉を使っていることの真意は何か？
- ・ 前回も議論したが、国境がはっきりしないで移動している人々はいるので、あまり *irregular* がだめだといっても、現実的には難しい場合もある。
- ・ このような注釈のような内容は、Note に入れるべきではないか？
- ・ Note よりは本文に入れた方がいいだろう。

<アクション（結論）>

- ・ #27 は、修正案を採用。

続いて、資料 WGI-29-5 にしたがって、前回の幹事会で持ち帰り検討となった労働の修正案の確認を行った。

#32 について：

- ・ 社会全体としてセーフティーネットなどを充実しなくてはいけないということはよく分かるが、解雇した組織が解雇された人に対して何をやるかということとは異なるのではないか。ここは、組織として何をやるかということが書かれている。やむを得ず

解雇して余裕が無い状態では、組織としては、そこまで行うのは極めて難しいのではないか。原文の **helped to access**、つまり組織がアクセスするのを手助けするということのほうがまだ分かる。

- ・ 一時解雇が無いような日本から敢えて提案する内容ではないかもしれない。
- ・ セーフティーネットの充実のために、組織としてではなく、経済界が協力していくということは分かるが。
- ・ 国によっては、パブリックではなく NGO がやっているということもあるだろう。公的機関に限定しないほうがいい。
- ・ **helped to access assistance for new employment, training and mental care.**などとしてはどうか？

<アクション（結論）>

- ・ #32 は、**helped to access assistance for new employment, training and mental care.**に変更する提案とする。

さらに、資料 WGI-29-6 にしたがって、前回の幹事会で持ち帰り検討となった消費者の修正提案の確認を行った。

#46 について：

- ・ 前回は議論では、情報開示と高金利を一緒のビュレットに入れるのはふさわしくないもので、一般的な話であれば、例えば 6.7.3.1 に入れてはどうかということだったと思うが。
- ・ 例えば、2219 行の最後に入れたらどうか？ビュレットを独立させるという手もある。
- ・ 2315 行と 2316 行の間にビュレットを入れるか？
- ・ 契約の関係であれば、2336 行のビュレットの方がいいのではないか。
- ・ 2338 行に追加するか？

<アクション（結論）>

- ・ #46 は、2338 行への追加提案とする。

#77 (Annex) について：

- ・ Web 化をどうしてもしたいというコメントではない。5 年後には陳腐化してしまうので、どのようにメンテナンスするかの手続きをコペンハーゲンで議論する必要があるのではないかというコメントとしてもいい。
- ・ 今後、CAG で検討される事項であるので、適切なアピールができれば意味があるのではないか。

- **Annex** へのコメントとしてではなく、**General** コメントとするのはどうか。
- 紙で出さず、ウェブベースにしてメンテナンスを考えろというコメントにするか？
- それだと大変な議論になる。ウェブでも見られるようにするというくらいではないか。
- それであれば、メンテナンスの話は要らないのではないか。ウェブでメンテナンスの話を強調するのか、万一ウェブにするのであれば、メンテナンスも考えないといけなというトーンにするのか？いずれにしても、**Annex** 維持派に立った上でのコメントということになるか？
- **DIS** コメントとは別に、**CAG** やコペンハーゲン総会で議論されることになるので、コメントとは別に出すということもあるだろう。
- 今日ここで結論を出すというのは、難しいだろう。
- **Annex** が最新となるようにすることに労力をかけるより、本文を見直す時に **Annex** をついでに見直すくらいの方がいいのではないか。
- 理想的には最新状態であることが望ましいが、政治的な判断が入るので、実際には難しいのではないか。
- **Web** 化とは言わずに、**Annex** も含めて定期見直しに向けて手続きを考えるべきという一般的なコメントとしてはどうか。
- コペンハーゲン総会の議題となった場合に、再度議論してはどうか。
- 2月の **CAG** の結果も考慮したほうがいいだろう。

<アクション（結論）>

- #77 は、「今後のメンテナンスについて **WG** 全体で検討すべき」という一般的なコメントとして採用する。

「支持する」コメント（#2、8、9、19、20、24、28、34、42、43）について：

- 少なくとも、各論でコメントをしているところについては、矛盾するのでコメントしない方がいいと思う。
- 「基本的な構成については、改善が見られる。さらにユーザーにとって、読みやすく、分かりやすくするという観点から次のコメントを提案する」などと一つにまとめて **General** コメントとしてはどうか。
- この他のコメントについては、**Technical** 又は **Editorial** とするほうがいいのではないか。

<アクション（結論）>

- 「支持する」コメント（#2、8、9、19、24、28、34、42、43）は、「基本的な構成については、改善が見られる。さらにユーザーにとって、読みやすく、分かりやすくすると

いう観点から次のコメントを提案する」という主旨の **General** コメントとして採用する。

- **Type of comment** を全体的に見直し、この他のコメントについては、**Technical** 又は **Editorial** コメントとして分類する。

#6、7（無償化）について：

- この規格は、途上国のあらゆる組織を対象としている。CAG では、費用をそういったところまで求めるべきではないという意見が大勢であったため、特段の配慮が必要ということで、ケベックでの決議に達した。
- 決議が出ているものに対して、「改めて議論すべき」とコメントすることはできるのではないか。
- 無償化するということまでは言わないまでも、ケベックの決議を再検討すべきと言っておいた方がいいのではないか。
- 利用者の立場からしたら、タダのほうがいいに決まっている。ただ、ISO が今後も運営していくための運営費をどうするのかといったことや、他の規格への波及についても慎重に考慮すべき。
- 国内の普及策も一緒に考える必要があるのではないか。英語で 100 ページのものであっても、読む人はいないだろう。
- 他の ISO の規格は認証規格だから普及し易い。ISO26000 はこれまでの規格と性質が違うので、従来と違ったことを考えてみる必要があるのではないか。大手は有償、途上国は無償、などといったようにいろいろなパターンが考えられるのではないか。
- ISO のビジネスモデルの話は分かるが、途上国に対する配慮がないといけないのではないか。
- 例えば、コメント#7 のように、無償化ということは言わず、「ケベックの決議を踏まえ、普及促進について CAG や総会で改めて議論すべき」というコメントにしてはどうか？

<アクション（結論）>

- #6、7 は、「ケベックの決議を踏まえ、途上国や中小組織を考慮した普及促進について CAG や総会で議論すべき」といったコメントとして修正採用する。

#10 について：

- 簡単には通らないと思うが、正論であるので、日本から出してもいいのではないか。
- ケベック QKT で決着しているので、通らないことを覚悟の上で出すということか？

- ・ QKT で決着していることを認識した上でのコメントであるということを示すためにも、コメント欄には「ケベックで結論が出たものではあるが、再検討することが望ましい」と書いておくべき。
- ・ 右側の修正提案の欄は、削除提案でいいか？
- ・ 意見表明としてはいいのではないか。
- ・ 場所を変えて **Introduction** に入れることも、主旨としてはおかしいだろう。

<アクション（結論）>

- ・ #10 は、採用。ただし、コメント欄に「ケベックで結論が出たものではあるが、再検討することが望ましい。」を追加する。

6. 3 今後のスケジュールの確認

事務局から、WGI-29-9 にしたがって、今後のスケジュールの確認が行われた。あわせて、資料 WGI-29-8 にしたがって、2月4日午後に開催される ISO/SR 国内委員会の議事次第案の確認が行われた。

<確認事項>

- ・ 2月1日（月）及び2月9日（火）に予定していた幹事会はキャンセルとする。
- ・ 次回の幹事会は、①4月8日（木）10時～12時、又は4月7日（水）16時～18時に開催することとなった。3月の CAG 会議に出席する富田委員の都合を踏まえ、いずれかの日程に決定することとなった。
- ・ 国内委員会に提出するコメント案は、すべてフルコンセンサスの JP コメントとし、ステークホルダーの区別はしない。
- ・ 国内委員会に配布する際、参考資料1の Leadership Statement の日本語の要旨に DIS の投票条件を追記する。

以 上